

下関市監査委員公表第15号
平成28年6月16日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

下関市監査委員	河原明彦
同	川原徳也
同	木本暢一
同	浦岡昌博

1 報告内容

別紙のとおり

2 報告提出先

下関市議会、下関市長及び下関市教育委員会

3 報告提出年月日

平成28年6月15日

定期監査の結果に関する報告書

1 監査の対象

豊浦総合支所

地域政策課

市民生活課

農林水産課

建設課

教育委員会教育部

豊浦教育支所

2 監査の範囲

平成27年4月1日から平成28年2月29日までににおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類及び現地について全部又は一部を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

4 監査の期間

平成28年4月1日から平成28年5月31日まで

5 監査の結果

財務に関する事務の執行については、次に掲げるものを除き、おおむね適正に処理されていた。

6 改善等を要する事項

本定期監査において改善等を要するものと判断した事項は、次のとおりである。なお、当該事項について措置を講じられたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

農林水産課について

- ① 業務委託に係る契約事務において、業務を再委託する場合は、受託者は、あらかじめ書面により市の承認を得て行うと契約書に定めていたが、この

手続きを経ることなく業務の一部を再委託しているものが見受けられた。
契約書に基づき、適正な契約事務を行われたい。

建設課について

- ① 業務委託に係る契約事務において、必要以外の業務を含む仕様書の作成及び、当該仕様書に基づかない予定価格の決定がなされているものが見受けられた。また、当該仕様書記載業務の一部が不履行であったにもかかわらず、契約金額の全額が支払われているものが見受けられた。下関市契約規則（以下「契約規則」という。）では、予定価格は、仕様書、設計書等によって予定され、契約完了検査は、仕様書、設計書等に基づき、履行内容について検査するものとされている。契約事務の執行にあたっては、業務内容に即した仕様書の作成など、契約規則に基づき、適正に行われたい。

豊浦教育支所について

- ① 施設の修繕に係る随意契約及び物品購入に係る契約事務において、仕様書や設計書が作成されていなかった。契約規則では、予定価格は、仕様書、設計書等によって予定され、契約完了検査は、仕様書、設計書等に基づき、履行内容について検査するものとされている。物品の検収についても、下関市会計規則（以下「会計規則」という。）で、仕様書又は図面等に対する適否が検収事項として定められている。契約規則や会計規則に基づき、適正な契約事務を行われたい。
- ② 修繕業務に係る契約事務において、施工箇所、発注時期及び取扱業者が同一でありながら、正当な理由がなかったにもかかわらず当該業務を二つに分割して随意契約により発注しているものが見受けられた。下関市随意契約ガイドラインでは、業務を作為的に分割して発注する行為は、厳に禁止するとされている。当該業務は、分割発注していなければ、その予定価格は契約規則第19条に定められた額を超え、競争入札の方法により契約を締結すべきものであった。関係法令等に基づき、厳格かつ適正な契約事務を行われたい。